



# 年金Q&A Vol.9

## Q

平成27年10月から被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金のいわゆる3階部分の年金が廃止になると聞きました。3階部分の年金に替わる給付は全くないのでしょうか。

## A

3階部分に相当する現在の職域年金相当部分は廃止となりますが、平成27年10月以降に受給権が発生する方は、平成27年9月までの組合員期間に応じた「経過的職域加算額」のほか、平成27年10月以降の公務員としての期間に応じて「年金払い退職給付」をお支払いすることになります。

### 1 経過的職域加算額

公務員の方の平成27年9月分までの掛金には職域年金相当部分が含まれるため、徴収した掛金に相当する職域年金相当部分を支給します。これを、「経過的職域加算額」といいます。

「経過的職域加算額」は平成27年9月までの組合員期間に応じて支給され、その計算式は現在の職域年金相当部分と同じです。

「経過的職域加算額」は、平成27年10月以降の公務員期間のみを持つ方には支給されません。

### 2 年金払い退職給付

平成27年10月以降の公務員期間に応じて支給される「年金払い退職給付」は、新たな公務員制度として創設され、民間の企業年金に相当する給付です。職域年金相当部分との違いは、以下の表のようになります。

	職域年金相当部分	年金払い退職給付
年金の性格	公的年金たる共済年金の一部	公的年金ではない退職給付の一部 民間の企業年金に相当します。
財政方式	賦課方式 現役世代の保険料で受給者の給付を賄います。	積立方式 将来の年金原資を予め保険料で積み立てます。
給付設計	確定給付型 現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準が決まります。	キャッシュバランス型 国債利回り等に応じて給付水準が決まります。
保険料率の上限の有無	保険料率の上限なし	保険料率の上限を法定 報酬の1.5%を上限として労使が折半します。

このことにより、2015年10月以降に65歳に到達する方の年金給付（イメージ）は以下のようになります。

2015年9月末までに退職	移行期間中に退職(現役の公務員)	2060年頃に退職(将来の公務員)	
経過的職域加算額	年金払い退職給付 経過的職域加算額	年金払い退職給付	共済組合がお支払い
厚生年金	厚生年金	厚生年金	
基礎年金	基礎年金	基礎年金	日本年金機構がお支払い

※ 年金払い退職給付の給付設計については、次号で詳細をお知らせする予定です。